2024 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

愛知県立芸術大学

2025年3月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



I 愛知県立芸術大学の概要

1 大学名、キャンパス所在地

愛知県立芸術大学(設置者:愛知県公立大学法人) 愛知県長久手市岩作三ケ峯 1-114

2 学部等の構成 ※2024年5月1日現在

【学部】

美術学部 美術学科、デザイン・工芸学科 音楽学部 音楽学科

【研究科】

美術研究科(博士前期課程) 美術專攻 美術研究科(博士後期課程) 美術專攻 音楽研究科(博士前期課程) 音楽專攻 音楽研究科(博士後期課程) 音楽專攻

3 学生数及び教職員数 ※2024年5月1日現在

【学生数】 学部 790 名、研究科 171 名

【教職員数】 教員88名、職員49名

4 大学の理念・目的等

愛知県立芸術大学は、愛知県を中心とする中部地方の産業経済が著しい躍進を遂げているのに対応して、 東西の中間に特色ある文化圏を築き、地方文化の向上発展に寄与することを目的に、1966 年に開学した。 1970 年には大学院修士課程、また 2009 年には大学院博士後期課程を開設した。2007 年に愛知県公立大 学法人による設置に移行している。

愛知県立芸術大学は、美術学部と音楽学部を併設した公立の芸術大学として、芸術力と人間力を育むため、 学生の個性を尊重した少人数教育を軸に、地域の芸術文化を育み、県内外に発信する役割を担っている。個 性的で魅力ある大学として、また愛知が生んだ芸術文化の拠点として国際的に開かれた芸術文化の核となることを目指し、以下の理念を掲げている。

【愛知県立芸術大学の理念】

- 1 学部から大学院までを視野に入れた一貫した教育研究体制の充実を図り、芸術家、研究者、教育者など芸術文化にたずさわる優れた人材の育成を目指す。
- 2 国際的な視野を持った高度な芸術教育を実践することにより世界に通用する優れた人材を育成し、国際的な芸術文化の創造・発信拠点となることを目指す。
- 3 教育·産業·生活文化など様々な分野で本学の持つ芸術資源を有効に活用し、地域社会と連携して、愛知県の芸術文化の発展に貢献することを目指す。

また、大学の目的については、「芸術に関する諸研究を基礎として芸術的創造力を培うとともに、あわせて芸術応用部門の研究及び教授を行い、もって文化の向上発展に寄与すること」と学則第 1 条に定めており、大学院の目的については、「芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与すること」と大学院学則第 1 条に定めている。

Ⅱ 評価結果

1 認証評価結果

愛知県立芸術大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

愛知県立芸術大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準 1、基準 2、基準 3 のそれぞれを満たし、大学として相応しい教育研究活動を行っている。

以下に、愛知県立芸術大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を列記する。

【優れた点】

- ○大学の理念に則して地域の芸術文化の発展に貢献することを目指し、病院や福祉施設等を対象として訪問 支援を行うアウトリーチ活動や県の障害者芸術活動支援事業である「あいちアール・ブリュット」への支援等を 行うことにより、誰でも身近にアートを楽しめる環境を提供している。
- ○愛知県及び近隣の芸術大学と連携した「アートラボあいち」や、名古屋工業大学と連携した「ARTFUL CAMPUS」プロジェクト、中部経済連合会と名古屋市が創設した「ナゴヤイノベーターズガレージ」での取組み等、領域横断的な連携事業を活かした教育研究活動を積極的に推進している。
- ○2014 年度に設立された文化財保存修復研究所において、文化財保存に関する研究及び調査、模写・保存 修復事業を行うとともに、事業の研究成果を専門技法講座や中部地方の文化財保護ネットワーク構築に向 けたシンポジウム等を通して地域に還元している。

【改善を要する点】

○学部の卒業論文・卒業制作・卒業演奏については、それぞれの学部の特性を踏まえた科目の位置づけ及び ディプロマ・ポリシーとの関係性を明確化した上で、評価基準や評価プロセスを学生に対しわかりやすく明示す ることが求められる。

【今後の進展が望まれる点】

- ○教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第 109 条の趣旨を踏まえ、大学として評価項目を整理するとともに、教員レベル、学部・研究科レベル、大学レベルの階層ごとの自己点検を踏まえた改善のプロセスを明確化することにより、学長を責任者とする内部質保証のさらなる充実が望まれる。
- ○教養教育を含めた教育課程全体の体系性及びディプロマ・ポリシーと教育課程との関係性について、学習者本位の観点から、学生にわかりやすく明示することが望まれる。
- ○シラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとと もに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。
- ○学部及び大学院の 3 つのポリシーの一貫性・整合性については、所掌する組織間の関係性を整理・明確化し、大学として定期的・恒常的に点検・検証を行うことが望まれる。
- 〇ファカルティ・ディベロップメント(FD)及びスタッフ・ディベロップメント(SD)については、教職協働による教育研究活動の進展に向け、実施内容の充実や教職員の参加促進等、組織的な活動のさらなる充実が望まれる。
- ○指導補助者については、大学として関係規定等を整備し、組織的に研修を実施することが望まれる。
- 〇学習成果の把握・可視化については、教学マネジメント指針の趣旨を踏まえ、大学としての方針や方法を整理・明確化し、教学 IR(Institutional Research)による分析・検証等、全学としての取組みの充実が望まれる。

3 基準ごとの評価

■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、愛知県立芸術大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等を、教育研究の目的に沿って適切な形で組織している。 美術学部には 2 学科 7 専攻、音楽学部には 1 学科 3 専攻 5 コースを設置し、美術研究科には 1 専攻 6 領域、音楽研究科には 1 専攻 6 領域を設置している。また、全学組織として芸術教育・学生支援センター、社会連携センター、芸術情報センターの 3 つのセンターを設置し、大学全体に関わる重要事項を審議している。

ロ 教員組織に関すること

学士課程、大学院課程における教員組織に関し、教育研究組織の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。教授会は教授をはじめとする各学部所属の全専任教員によって構成され、各学部とも月一回の定例会議が開催されている。

ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、 また教育課程を適切に編成し実施している。

学士課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。ただし、美術学部及び音楽学部の卒業論文・卒業制作・卒業演奏については、学部の特性を踏まえた科目の位置づけ及びディプロマ・ポリシーとの関係性を明確化し、評価基準や評価プロセスを学生に対しわかりやすく明示することが求められる。

大学院課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成している。また、大学院生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、修了認定を実施している。なお、点検評価ポートフォリオ提出時点では、研究指導の計画の明示が不十分であったが、学生の研究計画を踏まえて指導教員が学生の指導方法、内容、計画等を記入する様式への変更を、自己点検評価専門部会において 2024 年 12 月に承認したことを確認した。

学部及び大学院において、教養教育を含めた教育課程全体の体系性及びディプロマ・ポリシーと教育課程との関係性について、学習者本位の観点から、学生にわかりやすく明示することが望まれる。また、シラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。なお、教育課程の体系性については、各専攻・コースにおいて、ディプロマ・ポリシーと各科目の関係性の明示に向けて専攻科目の段階的履修を示すカリキュラム・マップを作成し、学生に明示することを自己点検評価専門部会において2025年1月に決定したことを確認した。

二 施設及び設備に関すること

学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備え、また 図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。そのほか教育研究上 必要な設備を適切に整備している。施設の改修のため「キャンパスマスタープラン 2011」「同 2021」を策定 し、2012 年から同プランに基づき施設整備を進めている。

ホ 事務組織に関すること

学部及び大学院の事務を遂行するため、学務課、芸術情報·広報課、芸大総務課、入試課の 4 課で構成される事務組織及び学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けている。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏まえて定めている。

学部及び大学院の3つのポリシーの一貫性・整合性については、所掌する組織間の連携・関係性を整理・明確化し、大学としての定期的・恒常的な点検・検証が望まれる。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Web サイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。情報公表にあたっては、学長を中心に協議し方策を定め、全専攻・コースの教員及び担当事務職員で構成された広報委員会において情報収集や各種広報媒体の運用・整備を行う体制としている。

|チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること|

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、学長を委員長とする大学評価委員会のもとに、2022 年度末より、副学長(大学改革担当)を長とし、各学部長、各センター長、事務部門長、事務局各課の代表職員を構成員とする自己点検評価専門部会を設置している。教育研究等の状況に関する点検及び評価については、各学部・研究科・各センターによって実施され、その結果が大学評価委員会に報告される仕組みとなっている。ただし、教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第 109 条の趣旨を踏まえ、大学として評価項目を整理するとともに、教員レベル、学部・研究科レベル、大学レベルの自己点検を踏まえた改善のプロセスを明確化し、学長を責任者とする内部質保証の充実が望まれる。

教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けている。また、指導補助者に対し、各授業科目の担当教員が必要な研修を実施している。ただし、FD及びSDについては、実施内容の充実や教職員の参加促進等、教職協働による教育研究活動の水準向上に向けた組織的なFD·SD活動の取組みのさらなる充実が望まれる。また、指導補助者については、大学として関係規定等を整備し、組織的に研修を実施することが望まれる。

リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究に相応しい環境の整備に努めている。施設・設備の整備に関しては、キャンパスマスタープランを踏まえつつ、老朽化の度合いや耐震診断結果に基づき、設立団体である愛知県が施設の長寿命化工事等を実施しているほか、教育環境の充実のため、法人理事長及び学長の判断に基づき、目的積立金等を活用して、施設設備の改修等を実施している。

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項(特に学生支援、ICT 環境の整備)について、適切に対応を行っている。学生の相談窓口として、保健室、学生相談室、就職相談室、国際交流室を設置している。また、教職員で構成されるハラスメント相談員を大学 Web サイト上で学生に周知し、学生からの相談を受け付けており、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、学長の指示のもと、ハラスメントにかかる事実調査委員会が対応する体制としている。

■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の 指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組 みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みは、大学評価委員会のもとに設置された自己点検評価専門部会が統括しており、具体的な分析は芸術教育・学生支援センターが中心となって実施している。同センターでは、授業内容・方法等を改善し向上させるための組織的な取組みを企画・実施するほか、教育及び学生支援の中核を担う組織として、関連する各委員会における取組み内容を取りまとめ、分析している。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

·No.1「FD 活動による教育・研究方法の改善に向けた取組み」

学生に対しては継続的な授業評価アンケートを実施し、また教職員に対しては定期的な FD 研修会を実施することで、大学の教育理念を反映した教育・研究方法の改善と水準の向上を図っている。

2010 年度より、FD 委員会が主体となって学生に対する授業評価アンケートを毎学期実施している。アンケートの結果は全ての科目担当教員に対してフィードバックした上で、FD 委員が中心となって、アンケート結果に対する教員の自己評価や対応、分析等を含めて取りまとめ、FD 活動報告書として FD 委員会に報告している。この活動報告書は Web サイトにおいて学外にも公開している。各授業担当教員だけでなく、FD 委員及び専攻会議・コース部会においてアンケート結果の確認と情報共有を行う仕組みにより、複数の教員の目で状況を把握するとともに、アンケート結果を組織的に授業改善に活用している。また、2024 年度からは、教員が行うアンケートの分析結果の充実を図るため、授業改善の取組みをより具体的に全学的に共有するワークフロー強化の取組みの一つとして、「授業評価アンケート自己点検結果報告シート」を導入している。

また、2022 年度より、芸術分野の特性に即した教育研究、大学運営について検討・改善を図るため、FD 委員会において教職員に対する「FD 研修会」を実施している。2023 年 1 月には「修学支援における合理的配慮について」講座、2023 年 11 月に「近年におけるアーティスト育成をめぐる問題について」講座を実施した。研修内容については FD 委員会に所属する教員が提案することとなっており、企画検討のプロセスが、教育・研究をより適切に行うために必要な知識について教員が議論する場としても機能している。参加教員数は初年度の 2022 年度は 26 名、2023 年度は 35 名であり、教員全体の参加率は 41%程度となっている。

授業評価アンケートの分析を、学習成果の把握や教育改善につなげる組織的な FD 活動等の取組みが期待される。

·No.2「学生にとって魅力ある教養教育科目·基礎的な教育科目の構築に向けた取組み」

より充実した教養教育・基礎的な教育を提供することを目的に、学生にとって魅力ある教養教育科目及び 基礎的な教育科目とするための改革に取り組んでいる。

全学としての両学部に共通の教養教育科目及びカリキュラムについて検討する組織が必要との問題意識から、2023 年度より全学カリキュラム委員会を発足した。教育研究審議会において、教養教育科目の全面的な見直しを 2026 年に行う方針を決定し、全学カリキュラム委員会で具体的な検討を開始している。見直しは、「学生にとって履修しやすい時間割の検討」「不開講科目の削減」「ニーズに合わせた初年次教育科目の新設」を主たるテーマとしている

また音楽学部においては、作曲コース部会、将来計画委員会、ソルフェージュ授業改革部会が中心となり、2017 年度から 2019 年度には大学独自の和声教材を開発、2020 年度には大学独自のソルフェージュ課題として 2 年間で単元ごとに各 50~100 曲余ずつの課題の作曲を実施、2022 年度にはソルフェージュのもう一つの骨格である「聴音」の課題の作曲を実施する等、教材の改善に取り組んでいる。教材開発の成果について、作曲コース部会では、試験結果及び授業評価アンケートの結果を踏まえて半期ごとに授業内容のフィードバックを実施し、それをコース内及び授業担当教員内で共有している。この取組みの成果は、将来計画委員会への報告に加え、紀要において広く学内・学外に向けても周知している。

·No.3「教育·研究活動環境の整備と充実に向けた取組み」

学生の心理的な不調に対する合理的かつ教育的な配慮の必要性の認識のもと、実効性のある対応・体制を整備し、当事者である学生のみならず対応する教職員にもその周知徹底を図っている。

心理的な不調に対する相談窓口としては、従来保健室及び学生相談室が設置されていたが、2021 年度より新たに学外相談窓口を設置し、学内での相談に不安のあった学生・教員・職員に向けた窓口体制を再構築した結果、2021 年度には 8 件、2022 年度には 68 件の相談案件が寄せられた。学生相談等の状況は両学部における教授会において定期的に報告され、全教員に共有されている。

合理的配慮については、2022 年度に合理的配慮をテーマとした FD 研修会を開催し、全学で認識を共有した。その結果、2021 年度までは 1 年に 1~2 件だった学生・教員からの合理的配慮についての質問や問い合わせが、2022 年度には 7 件、2023 年度には 14 件に増加している。

また、コロナ禍においては、教育全般と研究活動の質を担保するため、教育研究環境の整備を行っている。 学長の指揮のもと、2020 年 2 月に教育研究審議会構成員を中心として臨時に結成された「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、対面授業の早期再開に向けて検討を行った。同年 6 月には、大学のほぼすべての施設に対してスモークテストを実施することを通じ、各教室における換気方法と適正人数を定め、対面授業を再開した。同会議による対応は、活動指針やガイドラインとして Web サイト等で学内外に広く周知された他、教授会等でも逐次共有され、各授業での対応については各学部において学部長を中心に検討を行ったうえで対策本部会議に結果を報告している。

·No.4「学修成果の具現化に向けた取組み【学習成果】」

音楽と美術が協働して創り上げる総合芸術としてのオペラ公演や、学生個々人が芸術教育から得た知見・技術の集大成である卒業・修了作品、卒業・修了演奏の発表等、ディプロマ・ポリシーに基づく学習成果を広く社会に発表する機会を設けている。

在学中の学習成果の可視化の取組みの一つとして、オペラ公演の取組みがある。オペラ公演は音楽学部及び同研究科、美術学部及び同研究科の教員が運営する「オペラプロジェクト会議」を中心に実施され、音楽研究科の授業である「オペラ総合演習」の履修者を中心に、音楽学部の「合唱」「オーケストラ」の履修者、さらに「複合芸術研究」の履修者と美術研究科教員を中心とした舞台美術制作スタッフによって上演するものである。2000年度からは「長久手市文化の家」の協力のもと、同施設のホールで開催するほか、これまで愛知県内の大府市、刈谷市、知立市等でも巡演の実績がある。

また、学習成果の集大成の可視化として、「卒業・修了制作展」、「卒業演奏会」、「大学院修了演奏会」を毎年実施し、教育達成水準や研究成果を社会に公開・発表している。美術学部及び美術研究科における「卒業・修了制作展」は、長年「愛知県美術館」において開催されてきたが、2017年度から大学キャンパスでの開催に変更した。鑑賞者へのアンケートでは、2022年度には「大満足」「満足」の割合が86%と高い評価を得た。

以上により、学習成果の発表の機会の創出に取り組んでいるが、学習成果の把握・可視化については、教学マネジメント指針の趣旨を踏まえ、大学としての方針や方法を整理・明確化し、教学 IR による分析・検証等、全学としての取組みの充実が望まれる。

■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って 5 つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

·No.1「誰もが身近に芸術を楽しめる社会を目指す地域貢献活動」

地域の芸術文化の発展に貢献するという大学の理念のもと、多様化する社会に寄り添う幅広い芸術活動や、地域住民に向けた教育研究成果の積極的な発信を行っている。病院や福祉施設等を対象としたアウトリーチ活動をはじめ、芸術文化へのアクセスや芸術活動における制約を解消し、誰でも身近にアートを楽しめる環境を様々な形で提供することにより、豊かな地域社会の形成を目指している。

地域貢献に係る組織体制として、これまで各種芸術企画及び地域連携等を所管していた「芸術創造センター」の名称を 2019 年度より「社会連携センター」へ改め、社会における総合窓口としての機能を強化した。同センターでは大学の理念に掲げた「国際的な芸術文化の創造・発信拠点」たるにふさわしい、良質な活動成果を効果的に発信するという目的のもと、様々な形で教育研究成果の発信を行っている。例えば、2012 年度より継続開催する「愛知芸大芸術講座」において、レクチャーコンサートやアーティストトークといった参加型講座を中心に、教職員が提案する企画を年間 13 件程度実施している。

また、愛知県の障害者芸術活動支援事業「あいちアール・ブリュット」も継続して実施しており、2014 年度 より障害者支援施設等への出張講座(陶芸教室)、加えて 2018 年度以降は障害者アーツ展における演奏 企画や社会福祉施設等への出前コンサートを毎年開催し、2023 年度にはさらなる活動推進に向けて愛知 県と連携協定を締結する等、継続的な地域交流を推進している。さらに、音楽研究科では独自の取組みとして「病院アウトリーチプロジェクト」を 2017 年度から開始し、音楽研究科の大学院生を対象にした「アートマネジメント」の授業を通して、医療や福祉の現場における芸術活動のノウハウを理論・実習から学ぶことにより、学生にとっては「自ら企画し、実施できる」スキルの習得に、地域社会にとっては生活の質や環境の向上に寄与している。

·No.2「領域横断·交流事業によるイノベーション成果を教育研究活動へと還元する取組み」

異なる分野や業界、文化との交流によってイノベーションを促進し、芸術の新たな価値や可能性を見出すため、連携事業や海外アーティストとの交流、分野横断的な授業を積極的に実施している。

近隣他大学との積極的な交流のため、愛知県(国際芸術祭あいち)と中部 4 芸術大学の現代アートの連携拠点である「アートラボあいち」を活用し、4 大学が連携した現代アート展や大学単独開催の展示企画を2011年度より継続的に実施している。さらに、2022年度には名古屋工業大学と包括連携協定を締結し、工学とアートの融合による未来社会構築のための「ARTFUL CAMPUS」プロジェクトを立ち上げ、作品展示やアートイベント、ワークショップ等を通して、芸術と工学分野における文化的視点の育成を図り、両大学の研究・教育の活性化につなげている。

また、異なる分野との連携事業としては、2019 年度より中部経済連合会と名古屋市が創設した「ナゴヤイノベーターズガレージ」において、次世代を担う若手芸術家の発信発表の場として「ナゴヤイノベーターズガレージ賞」を創設し、学生や卒業生にオルタナティブな展示空間を提供するほか、演奏企画「MUSIC in the GARAGE」、社会人向けの芸術レクチャー講座の開催等、多様な方法で異業種との交流機会を創出することにより、新たな価値観の創出というニーズに応えている。

·No.3「文化財保存修復研究所による文化資源の再生と活用」

修復・模写・調査研究を通して、文化資源を再生させるとともに、教育研究の過程で新たな価値を見出し、 次の世代へ継承することを大学の理念や目的に照らした使命の一つとし、幅広い取組みを実践している。

「文化財の継承及び再生とそれに関わる人材の育成を通して、地域文化の発展に貢献すること」を目的として、2014年度に愛知県立芸術大学文化財保存修復研究所を設立している。同研究所では日本画、油画、

彫刻、デザイン、芸術学といった各分野が揃う総合芸術大学という利点を生かし、文化財保存に関する研究及び調査、模写・保存修復事業を発展させていくことに加え、専門技法講座や中部地方の文化財保護ネットワーク構築に向けたシンポジウム等を開催し、研究成果を地域に還元している。

同研究所では中部地方を中心に、日本全国から文化財修復の依頼を受け入れるとともに、大学所在地である長久手市の中学校に設置されている壁画や、寺院や個人が所蔵する掛け軸・屏風等、地域住民にとって身近な作品のほか、各地の美術館が所蔵する歴史価値の高い作品の修復も請け負っている。

また、愛知県立大学との共催で、「災害と文化財」をテーマとした講座を 2016 年度から毎年企画・実施している。この講座では、被災文化財の実状や保護・保存に向けた課題、対応事例等を学び、文化資源の価値や災害対策の意義を地域社会に向けて発信するとともに、平時から近隣文化施設との交流を促し、非常時にも活かせる持続可能な地域ネットワークの基盤形成に寄与している。

·No.4「多様なニーズに応えるアートキャリア支援」

大学の理念として、一貫した教育・研究体制を通して芸術家、研究者、教育者等芸術文化とその表現に 携わる様々な人材の育成を目指すことを掲げ、学生の将来のキャリア形成を支援している。

専門性を活かした就職支援の特徴的な取組みとしては、2015 年度より芸術系大学の共同による「芸術系大学学生のための合同企業説明会」を企画・実施し、芸術分野における専門性や発想の柔軟さに秀でた学生と、それらの人材を求める企業とのマッチングを促している。

芸術家や起業家としての独立支援の取組みとしては、全学的には確定申告や知的財産をはじめとした各種独立支援講座を開催し、独立のための基礎知識の教授及び意識醸成を図っている。学部単位の取組みとしては、音楽学部では近隣のホールと提携し、実際の出演を見越したコンサート企画運営のノウハウが習得できる集中講義を開講しており、美術学部デザイン専攻においては、起業家教育に特化したカリキュラムを展開することで著名なバブソン大学からデザイン専攻客員教授を招聘し、アントレプレナーに関する集中講義を開講する等、起業家精神を涵養する教育を実施している。

なお、本基準の No.1、No.2 の取組みをもとに、「地域における芸術文化の拠点としての教育・研究・地域貢献の取組み」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー等の関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。

評価審査会では、大学側から「誰もが身近に芸術を楽しめる社会を目指す地域貢献活動」及び「領域横断・交流事業によるイノベーション成果を教育研究活動へと還元する取組み」について説明があり、地域貢献活動にかかわった卒業生や関係施設の職員、他分野との連携にかかわった学生・卒業生や関係団体、設置自治体の職員等を交えて意見交換を行った。

地域貢献活動にかかわった卒業生からは、活動で学んだことを自身のキャリアに活かして活動を続けているという発言があり、関係施設の職員からは、学生の取組みを肯定的に評価する意見があがった。他分野との連携にかかわった学生・卒業生からは、学外の芸術分野を専門としないステークホルダーとのかかわりの中で貴重な経験を積むことができたという意見があがり、また、関係団体からは、愛知県立芸術大学の取組みに接することで、経済界も活力が生まれていることを高く評価する旨の発言があった。これらの取組みは設置自治体においても高く評価されており、今後の継続、発展を期待する意見があった。

全体を通して、「地域社会と連携して、愛知県の芸術文化の発展に貢献する」という大学の理念の実現に向けて取組みが進展していることが確認できた。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることが規定され、義務化されている。今回愛知県立芸術大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下の [~Ⅲの3項目で構成している。

I 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の3点からなる。

1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述している。「基準1法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイーヌの 10 の評価事項ごとに記述している。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取組みや教育研究の進展に向けた積極的な取組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

4 評価のプロセス

評価は以下のプロセスにより行った。

5月末 受審大学による点検評価ポートフォリオの提出

6月~9月 書面評価

11月12日1回目の実地調査(オンラインにより実施)12月17日2回目の実地調査(対面により実施)1月評価報告書(案)を受審大学に通知

2月 受審大学による意見申立期間

3月 評価報告書を決定・公表